



事 務 連 絡  
平成 19 年 12 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）  
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

薬用化粧品の効能又は効果について

薬用化粧品の効能又は効果として認めている「日やけ・雪やけ後のほてり」に関し、平成 19 年 9 月 21 日に開催された薬事食品衛生審議会化粧品・医薬部外品部会において、「当該製品は、日やけ・雪やけ後のほてり防ぐものであって、治療を目的とするものではないことから、効能又は効果の記載ぶりとしては、『日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ』とすることが適当である」旨の意見がありました。

については、平成 20 年 4 月 1 日以降に申請する薬用化粧品の効能又は効果としては、「日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ」として申請するよう、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願います。

